

サービス貿易等項目の 対外支払税務届出の簡素化

サービス貿易等項目の対外支払にかかわる税務届出に関する問題の補充公告が公布されました。

経済社会のデジタル化への転換への適応と新型コロナ対策が常態化の中、非接触方式税務手続きを模索し実行するため、全天候、ペーパーレス、ゼロ接触、地域跨る届出が模索される内容となっています。

具体的には、届出回数の減少、届出免除の範囲拡大、インターネットの利用、届出方式の選択が認められました。

国家税務総局 国家外貨管理局公告 2021年第19号

- 1 国内機構と個人（以下、届出人）は複数回の対外支払いの必要があるひとつの契約については、最初の支払い前のみ税務届出の事務をする。
- 2 以下の項目については税務届出の事務を必要としない。
 - ① 外国投資者が行う国内直接投資の合法的所得による国内再投資
 - ② 財政予算内機関、事業単位、社会団体の非貿易非経営性の支払い業務
- 3 届出人は、以下の方法により《サービス貿易等項目対外支払税務届出表》を取得し記入することができる。
 - ① 電子税務局等のオンライン記入
 - ② 各省、自治区、直轄市と計画単列市税務局のホームページからダウンロードし記入
 - ③ 主管税務機関の税務サービス窓口で取得し記入
- 4 届出人が電子税務局等のオンライン方式による届出を選択する場合、完全、如実に届出書に記入し且つ関連する資料を提出しなければならない。届出人は届出完成後に《届出表》の番号と検証コードをもって外貨管理の関連規定に基づき銀行で外貨支払い手続きをすることができる。
- 5 届出人が税務サービス窓口での届出を選択し提出資料が完全で《届出書》

の記入に完備である場合、主管税務機関は現場で納税事項の審査の必要はなく、《届出書》の情報をシステムに入力し《届出書》の番号と検証コードを生成する。届出人は《届出書》の番号と検証コードをもって外貨管理の関連規定に基づき銀行で外貨支払い手続きをすることができる。

6 本公告は公布の日から施行する。《国家税務総局 国家外貨管理局 サービス貿易等項目の対外支払税務届出の問題に関する公告》（国家税務総局 国家外貨管理局公告 2013年第40号発布 国家税務総局公告 2018年第31号修改）の第1条第2款、第2条2款、第5条、第6条 第7条、第8条、第10条と附件2は同時に廃止する。